

西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 西脇市太陽光発電設備の設置手続に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（近隣関係者）

第2条 条例第2条第1項第6号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用賃借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が近隣関係者として認める者（設置不適地）

第3条 条例第5条第2項の規定による区域は、次に掲げる区域とする。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りではない。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

（事前協議の届出）

第4条 条例第6条第1項の規定による事前の届出は、事業計画事前協議届出書（様式第1号）によるものとする。

- 2 前項に規定する事業計画事前協議届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 条例第6条第3項に規定する事前協議終了通知書は、事業計画事前協議終了通知書（様式第2号）によるものとし、必要に応じて意見を付することができる。

（標識の設置）

第5条 条例第7条に規定する標識の様式は、様式第3号によるものとする。

（近隣説明会）

第6条 設置者は、条例第8条第1項による近隣説明会の開催に当た

っては、開催日の10日前までに開催日時及び場所について、近隣関係者に書面等により周知するものとする。

- 2 条例第8条第3項に規定する近隣説明会実施記録の様式は、様式第4号によるものとする。

(事業計画の届出等)

第7条 条例第9条第1項の規定による届出は、事業計画届出書(様式第5号)によるものとする。

- 2 前項に規定する事業計画届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、事前協議申出書の添付書類から変更のない場合は、省略することができる。

- 3 条例第9条第3項に規定する事業計画(変更)受理書は、様式第7号によるものとする。(条例第9条第2項において準用する場合も含む。)

(事業計画の変更届出)

第8条 条例第9条第2項の規定による届出は、事業計画変更届出書(様式第6号)によるものとする。

- 2 前項に規定する事業計画変更届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

- 3 条例第9条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条第2項第3号に掲げる事項

- (2) 条例第6条第2項第7号に掲げる事項のうち、同条第1項の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日前の日にする変更以外の変更

(開発行為等着手の届出)

第9条 条例第10条の規定による届出は、開発行為等着手届(様式第8号)によるものとする。

(開発行為等完了の届出)

第10条 条例第11条の規定による届出は、開発行為等完了届(様式第9号)によるものとする。

- 2 前項に規定する開発行為等完了届には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(事業廃止の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、事業廃止届出書(様式第10号)によるものとする。

- 2 前項に規定する事業廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。

(事業廃止完了の届出)

第12条 条例第13条の規定による届出は、事業廃止完了届(様式第11

号) によるものとする。

2 前項に規定する事業廃止完了届書には、別表第5に掲げる図書を添付しなければならない。

(処理状況の報告)

第13条 条例第14条による指導を受けた場合は、事業処理状況報告書(様式第12号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第14条 この規則の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条、第7条関係)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等
2 区域図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 府県界及び市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名また名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
3 公図の写し		(1) 事業区域及び隣接地の地番 (2) 事業区域及び隣接地の地籍 (3) 事業区域及び隣接地の所有者の住所及び氏名
4 土地登記簿 謄本		

5	法人登記簿 謄本		法人の場合のみ
6	現況図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置 及びその主要な樹種 (5) 現況植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向
7	現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が わかるカラー写真
8	配置図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、 形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置 及び形状
9	求積図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法 及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積 及び保全する森林等の面積の求積に必 要な寸法及び算式 (4) 工作物の水平投影面積の求積に必要 な寸法及び算式 (5) 湖沼、ため池等の水面の面積の求積 に必要な寸法及び算式
10	平面図	1/500以上	工作物の形状、寸法、材料の種別、仕 上げ方法及び色彩
11	立面図	1/500以上	工作物の形状、材料の種別、仕上げ方 法及び色彩
12	断面図	1/500以上	(1) 工作物の形状及び高さ (2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾 配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度

13 影響予測図		太陽光電池モジュールの反射光による 周囲への影響予測範囲
14 造成計画平面図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。） (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置
15 造成計画縦横断図	1/1,000以上	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面の保護の方法
16 排水計画図	1/500以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (3) 排水流域図 (4) 流量計算書 (5) 排水施設構造図等
17 崖の断面図	1/50以上	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
18 擁壁の断面図	1/50以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法
19 工作物の構造図	1/50以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
20 廃止後の土地利用計画図	1/1,000以上	廃止後において行う措置に及び土地利用に関する計画
21 その他市長		他法令に関する許可等の写し等

が必要と認める書類		
-----------	--	--

別表第2（第8条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 変更内容の分かる図書	(1) 設置者の変更の内容 (2) 管理者の変更の内容 (3) 事業区域の変更の内容 (4) 事業区域の面積の変更の内容 (5) 太陽光発電設備の出力の変更の内容 (6) 管理の方法等の変更の内容 (7) その他市長が必要と認める事項に関する変更の内容
2 その他市長が必要と認める書類	

別表第3（第10条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
2 その他市長が必要と認める書類	

別表第4（第11条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 廃止前の現況写真		廃止前の太陽光発電設備の現況が分かるカラー写真
2 廃止後の土地利用計画図	1/1,000以上	廃止後において行う措置及び土地利用に関する計画
3 その他市長が必要と認める書類		

別表第5（第12条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 廃止後の現況写真	廃止後の太陽光発電設備の現況が分かるカラー写真
2 その他市長が必要と認める書類	